

# 社会福祉法人まこと 役員等報酬及び費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まこと（以下、「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する必要事項を定めることを目的とする。

## (理事長の報酬)

第2条 理事長の報酬は、別に定める社会福祉法人まこと理事長報酬規程による。

2 理事長の報酬の支払日は、毎月20日に前月分を支給する。但し、当日、金融機関が休日の場合には、その前日を支給日とする。

## (役員等の報酬)

第3条 役員等が監事監査等、法人の運営に必要な専門業務を行うために法人に勤務した場合は、報酬として日額5,000円を都度支給することができる。

## (費用弁償)

第4条 役員等が理事会、評議員会またはその他の会議に出席した場合には、費用弁償として、日額5,000円を都度支給することができる。

2 前項の規程にかかわらず、四国中央市外に居住する役員等の理事会、評議員会またはその他の会議への出席については、旅費規程に準ずる交通費の実費を都度支給する。

3 役員等が法人の業務のために出張した場合は、旅費規程に定める旅費を支給する。

## (適用除外)

第5条 法人の職員を兼務する役員等には、この規程は適用しない。

## (改正)

第6条 この規程を改正、廃止するときは、理事会の議決を要する。

## 付則

この規程は、平成26年 1月 1日から施行する。

社会福祉法人 まこと  
理 事 長 報 酬 規 程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人まことの理事長の報酬を定める。

(業務)

第2条 理事長の業務は、別表1の通りとする。

(報酬)

第3条 理事長の報酬は、勤務一日につき15,000円とする。

(その他)

第4条 この規程を改正又は廃止するときは、理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年3月26日から施行する。

この規程は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

<別表 1 >

理事長の行う業務

- 1 職員（施設長を除く）の任免に関すること。
- 2 職員の昇給・昇格に関すること。
- 3 職員給与規定に定める、各種手当の支給に関すること。
- 4 職員の勤務成績の確認。
- 5 年初事業計画、予算の理事会、評議員会への提出。
- 6 金銭の出納状況の確認。
- 7 月次決算の実施、確認。
- 8 事業報告、決算書の理事会、評議員会への提出。
- 9 事業所設備、備品の保守点検。
- 10 消防法に定める、管理権原者としての業務。
- 11 法人定款細則に定める専決事項の決定、実行。
- 12 その他法人が必要とする業務。